

第 94 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和元年 10 月 15 日（火）14 時 00 分～15 時 15 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、玉置久、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
市長室広報戦略部広聴課長
企画調整局産学連携ラボ担当係長
建設局都市技術研究室長
建設局下水道部管路課長
消防局警防部司令課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①KOBE ぼすとアンケート機能の活用による「神戸市ネットモニター」の実施について
 - ②行政データ統計処理システムの導入について
 - ③カメラと画像認識 AI による自転車等放置状況把握システムの実証実験について
 - ④神戸市下水道台帳管理システムの再構築について
 - ⑤スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入について
 - (2) その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①KOBE ぼすとアンケート機能の活用による「神戸市ネットモニター」の実施について
市長室広報戦略部広聴課から、KOBE ぼすとアンケート機能の活用による『神戸市ネットモニター』の実施について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 今動いているシステムは、電子上でしょうか。紙ではなくて。

- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 サーバは使っておらず、独立したシステムを使っているということでしょうか。
- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 神戸市ネットモニター制度に KOBE ポストの機能を上乗せするのでしょうか。
- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 別図 2 のシステム構成図について、分かりやすく書いたほうがいいと思いますが、5 ページのシステム上の保護に書かれている、「サーバ」、「利用者の端末」、「アクセスポイント」は図のどの部分のことを指しているのか、分かりにくいような気がします。サーバの中にモニター管理機能等が、組み込まれていると考えてよろしいでしょうか。
- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 また、システム上の保護のところに「データセンターへの接続」と書いてありますが、「データセンター」と「サーバ」は違うのでしょうか。
- 広 聴 課 同じです。
- 委 員 データセンターに接続するのではなく、その中に置かれているサーバに接続するということですね。基本的には、既にセキュリティ上問題ないとされているサーバへの追加だと思います。
- 広 聴 課 はい。
- 委 員 システムの導入の効果について、システムからシステムに代わったことによる効果ではなくて、紙からシステムに代わったことによる効果を書かれています。具体的な効果は何かありますか。
- 広 聴 課 KOBE ぼすとのユーザー登録者と神戸市ネットモニター登録者は別ですので、KOBE ぼすとの登録者がネットモニターに登録していただいたり、逆に、ネットモニターの登録者が KOBE ぼすとに登録していただいたりすることで利用者が拡大していく、相乗効果が期待できると考えています。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申案をまとめたいと思います。

KOBE ぼすとアンケート機能の活用による「神戸市ネットモニター」の実施については、既に導入している情報共有アプリ「KOBE ポスト」のシステムにアンケート管理等の機能を追加して、現行の「神戸市ネットモニター」をシステムの代用として活用することは、システムの利用者が増えるなど、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②行政データ統計処理システムの導入について

企画調整局産学連携ラボから、行政データ統計処理システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 スタンドアロンで、データを抽象化されるということなので、基本的には問題ないと思います。5 ページのシステム上の保護について、電子記録媒体として USB を使用すると思いますが、運用上、暗号化するので大丈夫だと思いますが、パスワードは設定しないのでしょうか。

○産学連携ラボ パスワードは設定します。

○委員 今のご時勢、設定するのであれば書いておいたほうがよいのではないのでしょうか。これは、条例がどこまで求めているか分かりませんので、コメントとして申し上げます。

○産学連携ラボ 分かりました。

○委員 それともうひとつ、特に問題ないのですが、4 ページの具体的な作業内容の番号と別紙 1 の番号が微妙にずれています。スタンドアロンと事務処理用 PC はセキュアな状態ですので、問題ないと思いますが、高負荷な処理と低負荷な処理の両方の結果を保存すると思いますが、整合した書き方にされたほうがよいと思います。

○産学連携ラボ はい。分かりました。

○委員 類型化について説明をお願いします。

○産学連携ラボ 2 ページについては、今回の電子計算機処理について類型諮問するものであり、3 ページについては、障害情報、病歴情報などを扱う可能性があるため、類型諮問させていただいております。

○委 員 新しく類型化するということがよかったですでしょうか。

○産学連携ラボ はい。

○委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

行政データ統計処理システムの導入については、行政の保有する個人情報を統計処理し分析することは、行政課題に対する根拠に基づいた政策立案が可能となり、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③カメラと画像認識AIによる自転車等放置状況把握システムの実証実験について

建設局都市技術研究室、建設局道路部計画課から、カメラと画像認識AIによる自転車等放置状況把握システムの実証実験について、条例第7条（収集の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 横断的に社会実験を行うという説明がないと、全体の流れがつかみ難いと思います。

○都市技術研究室 神戸市が関与する部分を諮問させていただいております。神戸市が独自に行っているというわけではなく、企業とともに実証実験を行い、システムを開発しようというスキームです。

○委 員 そういうスキームがわかり難いので、説明を追加していただくと全体の流れが分かりやすいと思います。

○都市技術研究室 わかりました。

○委 員 実証実験に至った経緯について、説明をお願いします。

○都市技術研究室 アーバンイノベーション神戸については、IT を活用した行政課題の解決に

向けて民間事業者と市がともに取り組んでいきます。

- 委員 何社か民間企業から手が挙がったのでしょうか。
- 都市技術研究室 行政課題を公募しまして、それで手が挙がった会社と面談をしました。企画調整局は、アーバンイノベーション神戸を管轄しております。行政課題を持っているそれぞれの局が、その企業と一緒に行っていきます。
- 企画調整局 文章上、補足させていただきます。
- 委員 10 ページの撮影モジュールというのは、ユニット一式のことでしょうか。
- 都市技術研究室 はい。
- 委員 資料では、撮影モジュールにアクセスする時に、ID、パスワードが必要と書いてありますが、これは、端末のことでしょうか。
- 企画調整局 そのとおりです。
- 委員 これが、箱に入って鍵がかけられているということですか。
- 企画調整局 はい。
- 委員 神戸市の個人情報保護の取り組みでは、鍵をかけて箱の中の端末へアクセスする際には ID、パスワードの設定が徹底されていれば、必要なことは行ったということでしょうか。もうひとつ、動画データ、静止画データを縮小というか、個人情報が分からない形で、解像度を落としたデータにして転送しますが、もともとのデータは消すのでしょうか。残すのでしょうか。
- 都市技術研究室 それにつきましては、運用上の保護に書いておりますように、解析データとの照合が終わり次第、概ね 1 月以内には消去します。
- 委員 元データは、全部消すということでしょうか。
- 都市技術研究室 はい。そのとおりです。
- 委員 念のための確認ですが、データを解析する場合は、顔が判別できない画像をベースにするということでしょうか。拡大したときに顔は判別できないと。

- 都市技術研究室 はい。
- 事務局 先ほどご指摘のありました点について、情報セキュリティポリシーのなかで、盗難あるいは紛失等を防ぐための物理的対策として、盗難されないようにする必要がございますので、その対策として施錠するということになります。
- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
カメラと画像認識AIによる自転車等放置状況把握システムの実証実験については、自転車駐車場周辺にカメラを設置して、収集した記録データを、画像認識AI機能を用いて実証実験として分析することは、放置自転車の曜日や時間帯に応じた放置傾向や駐輪時間の正確な把握により、放置自転車の効果的な撤去の検証に資するものであり、歩行者の安全で円滑な通行に寄与し、公益に資すると認められます。さらには、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④神戸市下水道台帳管理システムの再構築について

建設局下水道部管路課から、神戸市下水道台帳管理システムの再構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 別図1は独自のサーバがあり、外とは専用回線で結ばれており、LANでつながれている。今後は、仮想化基盤に移行し、専用回線でつなぐということですが、別図2の左側の専用端末の部分に、窓口閲覧用と書かれているのですが、これは不特定多数の人が見れるものなのでしょうか。
- 管路課 1本の線で書いておりますが、台帳窓口閲覧用の端末については、不特定多数の方々が見ることが出来ます。管路情報のみの閲覧となっており、システムの情報全てが、表示されることはありません。
- 委員 そのように書いておいたほうが、説明するときにはいいのではないかと思います。
- 管路課 分かりました。

○委員 もうひとつ、仮想化サーバもユーザーサイドで、ウイルス対策ソフトを導入しないとイケないのでしょうか。

○管路課 今回は、サーバ仮想化基盤で使用しているソフトを利用しますので、そのソフトでウイルス対策を行うことになります。

○委員 端末にはウイルス対策ソフトを入れ、サーバはもともと導入されているウイルス対策ソフトを使うということですか。

○管路課 はい。

○事務局 サーバ仮想化基盤について、補足させていただきます。これまで業務システムごとに設けておりましたサーバをひとつのサーバの中で集合管理するというので、これについては、セキュアな環境で情報化戦略部で管理しております。ストレージを各業務システムに払い出しをし、使っていただく仕組みです。全体として、セキュアな環境でサーバを運用しています。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

神戸市下水道台帳管理システムの再構築については、下水道台帳管理システムをサーバ仮想化基板上に移行し、既存情報に加え、他システムの排水設備に関する情報、紙で管理していた申請情報、浚渫清掃や修繕改築情報などを追加してシステムの再構築を行うことは、通報相談への即応性の向上や申請受付の迅速化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入について

消防局警防部司令課から、スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入について、条例第7条(収集の制限)、条例第11条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 資料のなかのシステムの利用件数について、心肺蘇生以外に何がありますでしょうか。

○司令課 火災や車同士の事故などです。

○委員 2 ページの括弧の 2 のイにおいて、SMS で URL を送るのは通報受理員とありますが、付図の 1 では、管制室にいる人が電話番号を外部 iDC に送って、そこで処理され、SMS で送るということになっています。クラウドに電話番号が送信され、データを消すということですが、SMS はクラウドを通すというポリシーがあるのでしょうか。この程度の情報だとクラウドに電話番号を送らずにダイレクトに SMS で送るという方法もあるかと思えます。

○司令課 現在の消防管制システムとは別に専用端末を置きますので、消防管制システムから直接的にこのシステムにアクセスすることはできない状態です。消防管制システムから一旦、電話番号を取得し、専用端末に入力をします。このシステムは、クラウドを利用したシステムですので、電話番号を入力し、クラウドに送信するということになります。

○委員 クラウドに電話番号を送る仕掛けになっていますが、操作している人が直接 SMS で URL を送れるようにすれば、クラウドに電話番号を送らずに済みます。そうすると、取り扱う個人情報がひとつ減ることになるのではないかと思いました。そこはセキュアにしているし、一定時間がたてば消えるというシステムの設計になっているということでしょうか。

○司令課 そうです。

○委員 映像データの保存について、管理はどのようにされるのか教えてください。

○司令課 基本的に、119 番通報があり、現場の映像を見ることができればいい場面では、データの保存はしません。保存する場合は、火災原因の調査などです。最初 119 通報をいただいたときの火災の炎上状況というのは、出火点に近いところのはずなので、そのような画像を切り出して残りの映像はすぐに消します。火災を原因とする資料ができれば、保存したデータを破棄することを考えております。本当に必要とされる部分だけを活用していきます。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入については、スマートフォンを活用し、事故状況等の映像による通報システムを導入することは、消防・救急活動において音声通報に加え、映像情報及び位置情報を活用することが可能となり、事故等発生箇所の迅速な特定、応急処置の口頭指導による救命率の向上に寄与するものであり、公益に

資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

(2) その他

特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

- 委員 マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う 2 件の事務について、事務の変更に伴い、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」に該当する記載内容の変更がありましたので、9 月 17 日に点検部会を開催しました。事務の主な変更点として、「国民健康保険に関する事務」については、特定個人情報を取り扱う国民健康保険の各種届出、申請手続き等の事務処理及び問合せ業務を委託すること、「神戸市国民年金事務」については、特定個人情報を取り扱うシステムサーバを、物理サーバ基盤から神戸市仮想化基盤上の仮想サーバに移行することです。点検部会で審議した結果、いずれの変更箇所においても「妥当」と判断しました。なお、答申書はお手元にお配りしていますので、後ほどご覧ください。以上で、点検部会の報告を終わります。
- 委員 それでは、これもちまして、第 94 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。